

第1号様式(第3条関係)

審査基準・標準処理期間個票

許認可等の名称	那覇市公民館使用料の還付
根拠法令及び条項	○ 那覇市公民館条例第9条 ○ 那覇市公民館条例施行規則第6条
審 査 基 準	
○ 那覇市公民館条例 (使用料) 第9条 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。 2 既に納付した使用料は、還付しないものとする。ただし、市長が特に認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 ○ 那覇市公民館条例施行規則 (使用料の還付) 第6条 条例第9条第2項ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。 (1) 天災その他不可抗力又は公民館の管理上の理由により利用ができなくなった場合 利用できない期間に係る額 (2) その他教育長が必要と認める場合 教育長が必要と認める額 2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、那覇市公民館使用料還付申請書により教育長に申請しなければならない。この場合において、利用者は、利用許可書を添えなければならない。 3 教育長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、那覇市公民館使用料還付通知書を交付するものとする。	
標準処理期間	1週間以内
所管部署	生涯学習部 中央公民館（098-917-3442） 若狭公民館指定管理者：NPO法人地域サポートわかさ 繁多川公民館指定管理者：NPO法人一万人井戸端会議
更新日	平成27年4月1日